

投資情報

外商投資企業設立等手続の変更(意見募集稿)

2016年9月3日、中国商務部は、「外商投資企業設立及び変更における届出管理の暫定弁法(意見募集稿)」(以下、「本意見募集稿」と表記)を公表し、9月22日までパブリックコメントを募集しました。本意見募集稿の内容がそのまま新弁法に反映されれば、ネガティブリスト¹以外の事業を行う外商投資企業の設立や変更手続が、従来の商務部等による審査許可を経ることなく、指定オンラインシステムによる関連資料の届出のみで実施できるようになります。

本意見募集稿の内容が確定、施行された場合には、外商投資企業にとって行政手続負担が軽減できることが予想されますので、今後の動向にご留意ください。

1 背景

外商投資企業の設立や変更手続が審査許可制(中国語で「審批制」)から届出制(中国語で「備案管理」)に移行される背景として、以下の3点が考えられます。

- ① 中国経済がニューノーマル状態にある中で、経済成長を維持したい中国政府は、その経済構造の改革を推進している。その中で、政府職能の見直し、行政手続きの簡素化等の施策も推進している。
- ② 2013年から上海自由貿易試験区をはじめとする4つの自由貿易試験区における試験運用の結果、外資誘致の管理モデルが確立されてきた。
- ③ 9月3日、全国人民代表大会において外商投資関連法規(「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」等)の改正が承認され、外商投資企業の設立等の届出制への移行を行うための法令根拠が整備された。

2 届出手続の流れ

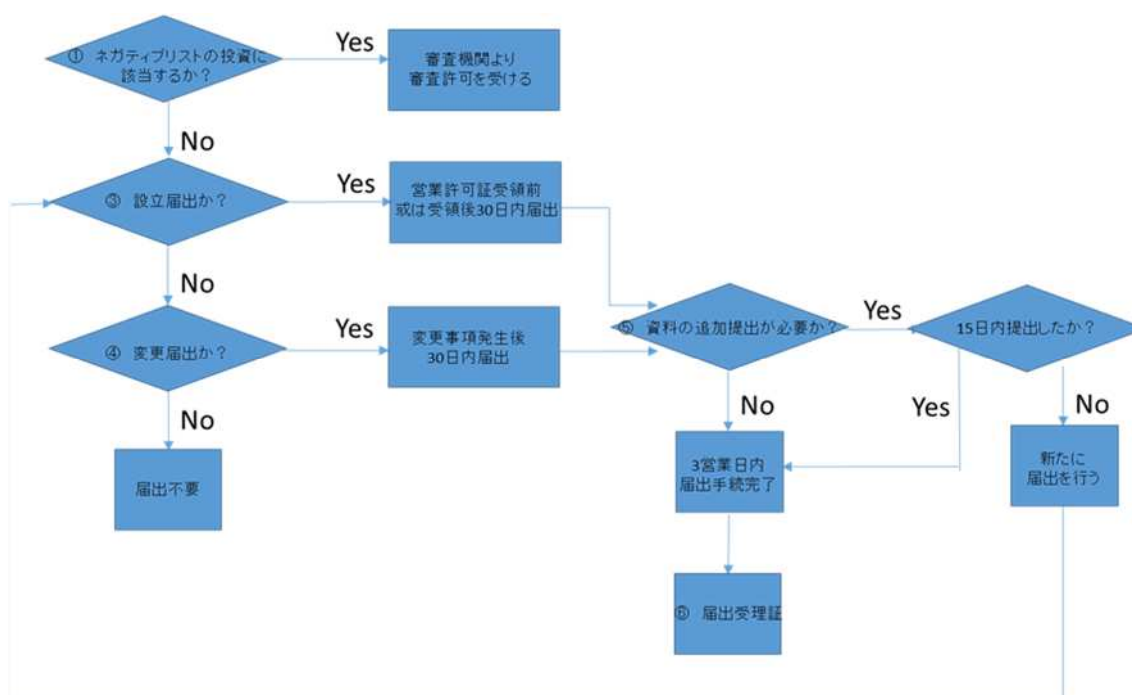
本意見募集稿による外商投資企業の設立や変更の届出手続きの流れは、以下の通りです。

- ① 外商投資企業が従事する業種がネガティブリストに該当するか否かを確認する。ネガティブリストに該当しない外商投資は、以下の手続きにより設立や変更の届出を行う。
- ② 届出受理部門は各省・自治区・直轄市等の商務所管機関であり、指定オンラインシステムの「外商投資総合管理情報システム」(以下「届出システム」と表記)を通じて届出手続きを行う。

¹ 原則的に投資自由であるものの、例外的に禁止や制限したい分野をリストに列挙する方法を指す。

- ③ 設立届出は、企業名称の事前審査を受け認可された後、営業許可証受領後30日以内に行う必要がある。本意見募集稿により、設立届出手続きは営業許可証申請を前提条件としなくなったため、2つの手続きを並行して行うことが出来るようになった。
- ④ 変更届出は変更事項発生後30日以内に行う必要がある。また、変更事項の発生時は、関連法規で規定されるものを除き、外商投資企業の最高意思決定機関が決議した時点であると定義されている。
- ⑤ 届出後、資料の訂正や補足等が求められた場合、15日以内に追加提出を完了させる必要がある。15日以内に提出しない場合は、届出未完了が通知される。この場合、外商投資企業は、別途新たな届出申請を行うことができる。
- ⑥ 資料の追加提出が必要ない場合、届出受理機関は届出の日から3営業日以内に届出完了の通知を届出システム上で行う。この通知を受け、外商投資企業は企業名称事前審査書類(コピー)や営業許可証(コピー)の提出と引き換えに、「外商投資企業設立届出受理証」または「外商投資企業変更届出受理証」を受領できる。

【届出手続きの流れ】



3 届出対象事項

届出対象事項には新規設立と変更事項とがあります。変更事項として届出手続きが必要なものには次があります。

- ① 外商投資企業の基本情報における変更(名称、登録住所、法人類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、プロジェクトの性質、登録資本、投資総額、組織構成、法定代表者、実質的な最終支配者に関する情報、連絡者および連絡先電話番号を含む)
- ② 外商投資企業の投資者に関する情報(氏名や名称、国籍や住所(登録地や登録住所)、身分証明書の種類及び番号、払込引受出資額、出資方式、出資期限、資金源、投資者類型変更を含む)
- ③ 持分や合作権益の変更(持分の質権設定を含む)
- ④ 会社の合併、分割や終了
- ⑤ 外商投資企業の財産権益の対外的抵当、譲渡
- ⑥ 中外合作企業の外国合作者による投資の先行回収
- ⑦ 中外合作企業の委託経営管理

なお、本意見募集稿施行前に設立された外商投資企業に本意見募集稿が定義する変更事項が発生した場合、本意見募集稿に従い届出手続きを行い、それにより、設立時の「外商投資企業批准証書」は無効になります。

4 提出書類

外商投資企業やその投資者が設立届出または変更届出を行う際に、以下の書類を提出する必要があります。

- ① 外商投資企業名称の事前審査書類または外商投資企業の営業許可証
- ② 外商投資企業の投資者全員または授權代表者が署名した「外商投資企業設立届出申請承諾書」あるいは外商投資企業の法定代表者または授權代表者が署名した「外商投資企業変更届出申請承諾書」
- ③ 投資者全員(あるいは発起人全員)または外商投資企業が指定した代表または共同で委託した代理人の証明(授權委託書及び委託請負人の身分証明)
- ④ 関連書類への署名について、外商投資企業投資者または法定代表者が他人に委託した際、その証明(授權委託書及び委託請負人の身分証明)
- ⑤ 投資者が企業の場合は主体資格証明、個人の場合は身分証明(変更事項が投資者基本情報に関するものではない場合を除く)
- ⑥ 法定代表者における個人の身分証明(変更事項が法定代表者に関するものではない場合を除く)

5 法律責任

届出制の施行後、以下の違反があった場合、主管部門より是正勧告、経営活動の停止命令を受けるほか、最大3万人民元の罰金を科される場合があります。

- ① 期限までに届出を行わない、届出時に真実の情報を隠匿した、重大な漏れがあった、虚偽の情報を提供した、など届出規定に違反した場合
- ② ネガティブリストに該当する投資につき必要な審査許可を受けずに投資経営活動を行った場合

③ 主管部門の監督検査に協力しない場合

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited